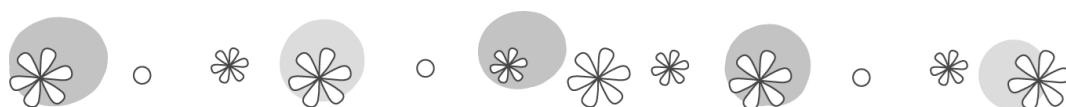


第2期東久留米市
子ども・子育て支援事業計画
(概要版)



令和2年2月
東久留米市

目次

○子ども・子育て支援法 基本理念	1
○計画策定の趣旨	1
○計画の位置づけ	1
○計画の期間	2
○計画の策定方法	2
○基本事項	3
○幼児期の教育・保育	3
○子ども・子育て支援事業に関する事項	7
○幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	17
○子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	17
○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	18
○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都や関係機関との連携	18
○労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	19
○計画の推進体制	20
☆東久留米市子育て関連施設地図	10～11

子ども・子育て支援法 基本理念

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

計画策定の趣旨

平成27年度を始期とする第1期の「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」は、各事業の進捗状況、目標達成度から判断して、全体を通して概ね計画に即して適正に事業を実施できていると考えます。しかし、計画期間が平成31年度で終了となることから、さらに社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進していくため、児童を取り巻く状況を注視し、第1期の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国の法や方針に基づき、第2期の「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、策定するものです。

本計画は、「東久留米市第4次長期総合計画」を上位計画とし、「東久留米市第3次地域福祉計画」、「東久留米市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」、「東久留米市第2次教育振興基本計画」、「東久留米市第3次男女平等推進プラン」などの諸計画との整合を図ります。

計画の期間

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
東久留米市 子ども・子育て支援事業計画					第2期 東久留米市 子ども・子育て支援事業計画				

この計画は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

計画の策定方法

（1）基本的事項

本計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日号内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）、並びに「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」（令和元年9月3日内閣府告示第85号、令和元年9月10日内閣府告示第86号）を参酌し、策定しました。

（2）子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、「東久留米市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の審議を行いました。同会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づき、東久留米市子ども・子育て会議条例により設置された機関です。

（3）ニーズ調査の実施

市町村子ども・子育て支援事業計画は、子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、子どもとその保護者が置かれている環境、その他の事情を正確に把握した上で、これらを勘案して作成するものとされています。

本市では、適切な計画を作成する上で、地域の実情を把握する必要があることから、小学校就学前児童の保護者（2,000名：無作為抽出）及び市立小学校2年生の子どもを持つ保護者929人（悉皆）を対象に利用希望把握調査（ニーズ調査）を実施しました。

基本事項

本市では、国が示す基本指針に即して、平成30年に実施した利用希望把握調査（ニーズ調査）の結果をもとに、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月・内閣府）及び『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』（平成31年4月・内閣府）に準じて、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計を行いました。

幼児期の教育・保育

（1）幼児期の教育・保育給付の対象

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園、幼稚園（市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園）、保育所等の特定教育・保育施設、小規模保育等の特定地域型保育事業を利用する場合、子どものための教育・保育給付の対象となります。

また、子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的な認定基準に基づき、認定した者に対し教育・保育の給付を行う仕組みになっています。認定は、以下の3区分です。

【教育・保育給付】

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間 ^{※1} 認定)	3～5歳	なし	市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園や認定こども園の利用を希望される方（一時預かりを利用することもできます）	○幼稚園 ○幼稚園 +（一時預かり） ○認定こども園 ○認定こども園 +（一時預かり）
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり (教育希望)		保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園などの利用を希望される方
3号認定 (保育認定)	0歳 1・2歳	あり	同上	○認定こども園 ○保育所 ○地域型保育

※1 教育標準時間：幼稚園の教育時間は、4時間を標準として、園則等により各施設で定めています。それ以上の時間の利用は「一時預かり事業」の対象となります。

また、令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用者を対象として、利用料等に対する給付（補助）を受けるための認定区分（子育てのための施設等利用給付認定区分）が以下のように新設されました。

【施設等利用給付】

認定区分	子の年齢	対象者	主な利用施設
1号認定	満3歳クラス～5歳	教育のみを必要とする	○幼稚園（従来型）
2号認定 （保育認定）	3歳児クラス～5歳	保育を必要とする （一時預かり事業等 を利用している）	○幼稚園（従来型） +（一時預かり）
3号認定 （保育認定）	0～2歳児クラス （住民税非課税世帯 に限る）		○認定こども園 +（一時預かり） ○認可外保育施設等

*上記以外に、「企業主導型保育事業」の地域枠を利用されている方も、市より「保育の必要性」が認められた場合は無償化の対象となります。



(2) 幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容及びその実施時期

単位：人

令和2年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
①量の見込み		1,305	205	1,198	225	947
② 確保 方策	特定教育・保育施設(※1)	200	99	1,274	210	741
	従来制度幼稚園(※2)	1,573				
	特定地域型保育事業(※3)				35	175
	認可外保育所(※4)			21	11	40
②-①		362		97	31	9

令和3年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
①量の見込み		1,279	201	1,174	219	918
② 確保 方策	特定教育・保育施設(※1)	200	99	1,294	210	723
	従来制度幼稚園(※2)	1,553				
	特定地域型保育事業(※3)				35	176
	認可外保育所(※4)			21	11	40
②-①		372		141	37	21

令和4年度		1号	2号		3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
①量の見込み		1,254	197	1,152	212	890
② 確保 方策	特定教育・保育施設(※1)	200	99	1,274	210	723
	従来制度幼稚園(※2)	1,548				
	特定地域型保育事業(※3)				35	176
	認可外保育所(※4)			21	11	40
②-①		396		143	44	49

令和5年度	1号	2号		3号		
	3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳	
		幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外			
①量の見込み	1,230	193	1,129	205	863	
②確保方策	特定教育・保育施設 ^(※1)	200	99	1,253	210	723
	従来制度幼稚園 ^(※2)	1,533				
	特定地域型保育事業 ^(※3)				35	176
	認可外保育所 ^(※4)			21	11	40
②-①	409		145	51	76	

令和6年度	1号	2号		3号		
	3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳	
		幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外			
①量の見込み	1,207	190	1,108	203	852	
②確保方策	特定教育・保育施設 ^(※1)	200	99	1,232	210	723
	従来制度幼稚園 ^(※2)	1,533				
	特定地域型保育事業 ^(※3)				35	176
	認可外保育所 ^(※4)			21	11	40
②-①	435		145	53	87	

- ※1 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所
- ※2 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けていない幼稚園
- ※3 市より、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認を受けた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育
- ※4 市が運営費支援等を行っている認可外保育施設等（認証保育所）及び企業主導型保育所の地域枠



子ども・子育て支援事業に関する事項

(1) 利用者支援に関する事業

子育て中の親子や妊婦等が、幼稚園・保育所、保健施設等の施設あるいは地域の子育て支援事業の中から必要な支援を選択して円滑に利用できるように、行政窓口その他の場所で専任職員が情報提供、相談、援助を行い、関係機関との連絡調整を行う事業です。

[特定型]

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

[母子保健型]

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

2号認定又は3号認定を受けた子どもが、保護者の勤務条件や家庭の事情等により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	914	891	869	847	834
②確保方策	1,125	1,126	1,115	1,103	1,092
②-①	211	235	246	256	258

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が出産や病気等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対し、市が委託する児童養護施設に子どもを預け必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う場合もあります。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	249	242	236	231	227
②確保方策	730	730	730	730	730
②-①	481	488	494	499	503

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

単位：①人、②件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	775	751	728	706	698
②訪問数	775	751	728	706	698
訪問率(②/①)	100%	100%	100%	100%	100%
確保方策	実施体制：15人（常勤・嘱託保健師10人、委託助産師5人） 実施機関：福祉保健部健康課 委託団体等：ひがしくるめ助産師会所属助産師				

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会

その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ訪問件数)	1,243	1,228	1,213	1,199	1,185
確保方策	実施体制：子ども家庭支援センター職員 実施機関：東久留米市子ども家庭支援センター				

(6) 地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

単位：①=人回、②=か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,991	9,686	9,389	9,104	8,996
②確保方策	2	2	2	2	2

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

子どもが病中又は病気の回復期であって、集団保育が困難で医師が必要と認めた期間、医療施設等に付設された専用スペースで、一時的に保育及び看護ケアを実施する事業です。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	225	220	214	209	206
②確保方策	880	880	880	880	880
②-①	655	660	666	671	674

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てのお手伝いをしたい会員（サポート会員）と、子育てのお手伝いを受けたい会員（ファミリー会員）による、組織的な相互援助活動（有償ボランティア活動）です。事前に事業説明会に参加し、入会する必要があります。ファミリー会員からの利用希望があった場合に、センターがサポート会員と連絡調整して、援助活動につなげていきます。

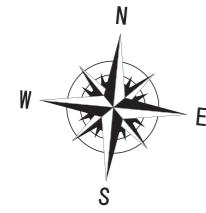
単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,703	1,702	1,701	1,699	1,665
②確保方策	1,702	1,702	1,702	1,702	1,702
②-①	△1	0	1	3	37

12 ページに続きます

東久留米市子育て関連施設地図

令和2年4月1日（予定含む）



東村山市

第十小学校
柳窪第一学童保育所
柳窪第二学童保育所

げんき保育室

小平市

子ども家庭支援センター
東久留米市ファミリー・サポート・センター

0 100 500 1000m

清瀬市

新座市

至 清瀬

Nicot
東久留米
(延 預)

第六小学校
金山学童保育所

地域子ども家庭
支援センター上の原

上の原さくら
保育園 (延 預)

たんぼぼ
保育園

東久留米
プチ・クレイシュ

ひがしくるめ
大門町保育園 (延)

神宝小学校
神宝学童保育所

けやき
児童館

神山幼稚園 (預)

わらべ
東久留米
保育園 (延 預)

つくし保育園 (延)

東久留米
おひさま
保育園 (延 預)

東久留米 (延)
みさと保育園

東久留米 (延)
駅前保育園 (延)

トレジャーキッズ
ひがしくるめ
保育園 (延)

なかよし
保育園 (延)

家庭的保育施設

東久留米駅

東久留米市役所

BunBun
保育園
(企業主導型)

いちご
保育園 (延)

NICOLAND
ほいくえん (延)
東久留米

しんかわ
保育園 (延)

どれみ保育園 (延)

おひさま保育室 (延)

第二小学校
新川第一学童保育所
新川第二学童保育所

至 ひばりが丘

緑ヶ丘
幼稚園 (預)

家庭的保育施設

自由学園
幼児生活団幼稚園 (預)

家庭的保育施設

第五小学校
南沢第一学童保育所
南沢第二学童保育所

ひばり (延)
保育園 (預)

ぼけっと
ランド
南沢

子どもセンター
ひばり

西東京市

家庭的
保育施設

東久留米
こども園 (預)
(前沢幼稚園)

家庭的保育施設

南町小学校
南町学童保育所

わらべみなみ
保育園 (延 預)

小金井街道

新所沢街道

黒目川

落合川

こども静養室
めぐのへや

はちまん
保育園

第一小学校
前沢第一学童保育所
前沢第二学童保育所

久留米神明
幼稚園 (預)

ちゅうおう
保育園 (延)

こでまり
保育園 (延 預)

中央
児童館

子どもセンター
あおぞら

たきやま
保育園

第九小学校
くぬぎ第一学童保育所
くぬぎ第二学童保育所

かたばみ
保育園 (預)

家庭的
保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

地域子育て
支援センター
はこぶね館

下里しおん
保育園 (延 預)

本村小学校
本村学童保育所

あそか保育園 (延 預)

家庭的保育施設

下里小学校
(令和2年3月末閉校)
下里学童保育所
(令和2年3月末閉所)

第七小学校
滝山第一学童保育所
滝山第二学童保育所

くるみ
保育園 (延)

滝山しおん
保育園 (延)

まえさわ
保育園

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

家庭的保育施設

凡例	
	認可保育所・ 認定こども園・ 私立幼稚園
	(延) 延長保育事業
	(預) 一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育含む)
	認証保育所・ 定期利用保育施設
	家庭的保育施設・ 小規模保育施設
	小学校・学童保育所
	その他の子育て関連施設

(9) 一時預かり事業

急な用事等、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、幼稚園や保育所等で子どもを預かる事業です。なお、幼稚園での教育標準時間前後の預かり保育も一時預かり事業に含めています。

①一時預かり事業（幼稚園型）※1

（幼稚園や認定こども園における在園児対象の一時預かり（預かり保育※2含む）

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	1号認定	21,161	20,738	20,338	19,943	19,573
	2号認定	42,206	41,361	40,561	39,777	39,038
②確保方策		81,370	81,370	81,370	81,370	81,370
②-①		18,003	19,271	20,471	21,650	22,759

②一時預かり事業（①以外）

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		32,733	31,731	30,756	29,820	29,464
②確保方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	28,060	28,060	28,060	28,060	28,060
	ファミリー・サポート・センター事業 （就学前児童）	1,863	1,863	1,863	1,863	1,863
②-①		△2,810	△1,808	△833	103	459

※1 一時預かり事業：

市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、市が上記の保育の提供について、幼稚園又は認定こども園に委託し実施する事業（幼稚園型一時預かり事業）

※2 預かり保育：

私立幼稚園で保育開始前及び終了後に、幼稚園の教育標準時間（4時間）以上、子どもを預けたい希望がある家庭に対して保育を提供する事業

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第13条に基づき実施している事業です。

現在、本市においては、妊娠確定後、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた方に、妊婦健康診査14回分と妊婦超音波検査1回分、妊婦子宮頸がん検診1回分を一部公費で受診できる受診票をお渡ししています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (受診票配布件数)	751	728	706	698	689
確保方策	実施場所：委託医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：個別 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 (体重・血圧・尿・血液検査 他)				

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者の就労等の理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図る事業です。

【第一小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	104	104	104	104	101
低学年	100	100	100	100	97
高学年	4	4	4	4	4
②確保方策	130	130	130	130	130
②-①	26	26	26	26	29

【第二小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	146	146	146	146	142
低学年	135	135	135	135	131
高学年	11	11	11	11	11
②確保方策	150	150	150	150	150
②-①	4	4	4	4	8

【第三小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	112	112	112	112	108
低学年	105	105	105	105	102
高学年	7	7	7	7	6
②確保方策	130	130	130	130	130
②-①	18	18	18	18	22

【第五小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	132	132	133	133	129
低学年	121	121	122	122	118
高学年	11	11	11	11	11
②確保方策	160	160	160	160	130
②-①	28	28	27	27	1

【第六小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	89	89	89	89	86
低学年	89	89	89	89	86
高学年	0	0	0	0	0
②確保方策	90	90	90	90	90
②-①	1	1	1	1	4

【第七小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	131	131	131	131	128
低学年	119	119	119	119	116
高学年	12	12	12	12	12
②確保方策	140	140	140	140	140
②-①	9	9	9	9	12

【第九小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	110	110	110	110	107
低学年	107	107	107	107	104
高学年	3	3	3	3	3
②確保方策	120	120	120	120	120
②-①	10	10	10	10	13

【第十小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	102	102	102	102	99
低学年	97	97	97	97	94
高学年	5	5	5	5	5
②確保方策	110	110	110	110	110
②-①	8	8	8	8	11

【小山小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	81	81	81	81	79
低学年	80	80	80	80	78
高学年	1	1	1	1	1
②確保方策	90	90	90	90	90
②-①	9	9	9	9	11

【神宝小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	54	54	54	54	52
低学年	50	50	50	50	48
高学年	4	4	4	4	4
②確保方策	75	75	75	75	75
②-①	21	21	21	21	23

【南町小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	87	87	88	88	85
低学年	87	87	88	88	85
高学年	0	0	0	0	0
②確保方策	70	100	100	100	100
②-①	△17	13	12	12	15

【本村小地区】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	64	64	64	65	63
低学年	57	57	57	58	56
高学年	7	7	7	7	7
②確保方策	90	90	90	90	90
②-①	26	26	26	25	27

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・ **教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助**
特定教育・保育施設、または地域型保育事業の利用の際に、教育・保育に係る日用品、文房具その他必要な物品の購入等に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当したときに、その実費徴収の一部を助成する事業です。
- ・ **施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助**
幼稚園等の利用の際に、食事の提供（副食の提供に限る）にかかる実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した時に、その実費徴収の一部を助成する事業です。

(13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援新制度において、多様な事業者の技術、手法、経験などを活用し、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

これまでも、幼稚園や保育所等からの相談は、所管課にて受け付け、手続きに係る支援や助言を行ってきました。引き続き市内において、多様な事業者がその技術、手法、経験等を活用しながら幼児期の教育・保育施設等に参入し、円滑に事業が実施できるよう、事業者に対する支援、相談及び助言等を行います。

幼児期の教育・保育の一体的提供及び 推進体制の確保の内容

本市では、現在の幼児期の教育・保育の利用状況や保護者の利用希望に沿って、幼児期の教育・保育の適切な利用が可能となるよう、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及を図るため、次の内容に取り組みます。

- 幼稚園設置者等に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行い、移行を支援します。
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修等、必要な支援に努めます。
- 教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互の連携・接続、並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携を推進します。
- 特別な支援を要する子どもや外国につながる子ども等、配慮を要する子ども及び保護者に対し、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組み、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を適切に行うことで、子育て支援事業と相まった、幼児期の教育・保育の一体的提供を推進していきます。



子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 の確保の内容

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました（概要については4ページを参照してください）。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

(1) 情報提供の推進

産前・産後の休業及び育児休業後に、職場への復帰が希望に応じて円滑に行われるよう、利用者支援事業等を活用し特定教育・保育の利用を希望する方への情報提供を進めます。

(2) 保育需要に応じた定員の拡充

育児休業からの復帰に関する保育需要が見込まれる1歳児の定員に関し、認可保育所の定員拡大や小規模保育施設の整備による提供体制の確保に努め、希望する乳幼児が保育を受けられる体制を整えます。

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する 支援に関する東京都や関係機関との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子育て家庭の孤立化や不安・負担の解消を図ることが何よりの防止策です。本市では、子ども家庭支援センターを中心に、福祉、医療、保健、教育等の関係諸機関と連携し、子どもの生活環境や心身の状態等から虐待の兆候をとらえ、未然に防止できるよう、母子健康手帳発行時点から産後の育児支援を見据えた支援を行います。また、児童虐待の早期発見・早期対応に備えるとともに、関係諸機関や小平児童相談所等の専門機関と協力し、虐待を受けている子どもの保護や保護者に対する援助を行います。

(2) 特別な支援を要する子どもへの施策の充実等

特別な支援が必要な子どもへの療育等については、乳幼児健診をはじめとする母子保健活動、その他様々な事業を通じて、子どもとその保護者に対する支援が適切に行えるよう施策を進めます。

相談事業においては、保護者が子どもの発達の遅れや障害・病気等についての不安を軽減できるよう、発達相談や就学相談を行います。

また、東京都や医療機関等の専門機関との連携を進め、地域での自立生活を支える総合的な支援を引き続き推進するとともに、医療的ケア児（日常生活を営むために医

療を要する状態にある子ども)が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された専門員等の配置を推進します。

学校教育においては、校内委員会・特別支援コーディネーターの配置のほか、特別支援学級、特別支援教室を設置し、特別な支援の必要な児童、生徒一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を実施します。

(3) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭について、相談支援や生活支援等、ニーズに合わせた支援を関係各機関とともにを行います。特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では、子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、本市では、各種手当や助成、給付金等の制度を活用して経済的自立を支援するとともに、就労支援等の生活全般の自立に向けた総合的な取り組みを行います。

労働者の職業生活と家庭生活の両立のための 雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

子育てが円滑に取り組まれるためには、男女ともに仕事と生活の調和がとれた生活を営むことが大切です。本市では、企業・地域の子育てに対する理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものになるよう、今後も関係部署、市内事業所等をはじめとする民間団体、NPO等と連携して、ワーク・ライフ・バランスが実現するための取り組みを進めます。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

幼児期の教育・保育施設、放課後児童健全育成事業（学童保育）及び子育て援助活動支援事業等の充実を図り、多様な就労状況に対応した子育て支援に努めていきます。

計画の推進体制

(1) 子育て中の家庭、地域社会、事業主、行政等の連携・協働

本計画の推進にあたって、市の関連部署と連携して横断的な施策に取り組むとともに、子育て中の家庭をはじめとして、幼稚園・認定こども園・保育所等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携・協働して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

(2) 計画の周知、情報提供

本計画の推進において、子育て中の家庭、事業者、関係機関、その他多くの市民の理解と協力は欠かせません。幼児期の教育・保育施設及び地域型保育事業、子育て支援事業等の子ども・子育て関連施設情報や事業内容、計画の進捗状況等について、市民や保護者、事業者等に、利用者支援事業や広報・市ホームページ、パンフレット等を通じて、幅広く情報を提供し、周知に努めます。

(3) 計画の点検・評価

本計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であると考えます。点検・評価にあたっては、毎年度、基本事項の幼児期の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に係る利用状況、施設の確保方策の進捗状況を中心に取りまとめ、東久留米市子ども・子育て会議の意見を聴取しながら進めていきます。なお、必要に応じ、本計画の見直し（中間年度など）も検討していきます。

また、点検・評価結果は市ホームページ等で公表していきます。

子ども・子育て支援の推進については、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、PDCA サイクルに基づき、進行管理を行い、事業の改善につなげていきます。

① PLAN（計画の策定）

子ども・子育て会議の審議等を踏まえ、計画を定めます。

② DO（事業の実施）

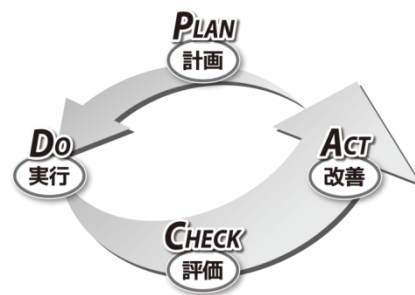
立案した計画に従い、様々な主体との連携・協働により事業を実施します。

③ CHECK（実施状況の評価・検証）

事業の実施状況の評価・検証します。

④ ACT（評価結果を活用）

評価結果を踏まえ、より効果的な実施方法を検討し、必要に応じて見直しを行います。



第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

発行年月 令和2年2月

発 行 東久留米市

編 集 東久留米市子ども家庭部子育て支援課

〒203-8555 東京都東久留米市本町3-3-1

電 話：042-470-7740（直）

FAX：042-470-7807

メール：kosodateshien@city.higashikurume.lg.jp